

日本微生物資源学会授賞規程

1. 学会賞は日本微生物生物資源学会賞，日本微生物資源学会奨励賞及び日本微生物資源学会技術賞とする。
2. 日本微生物資源学会賞は微生物及びこれに準ずる培養生物の系統保存，系統分類学及び関連分野の学術の進歩に寄与し，当該年度の4月1日に満40才以上である本会正会員に授与する。授賞の対象となる業績は日本微生物資源学会誌に掲載されたものを含むものとする。
3. 日本微生物資源学会奨励賞は微生物及びこれに準ずる培養生物の系統保存及び関連分野の学術の進歩に寄与し，当該年度の4月1日に満40才未満である本会正会員に授与する。授賞の対象となる業績は日本微生物資源学会誌に掲載されたものを含むものとする。
4. 日本微生物資源学会技術賞は微生物及びこれに準ずる培養生物の系統保存技術および管理に寄与した本会正会員に授与する。
5. 学会賞の受賞者の選考は学会賞選考委員会が行う。学会賞選考委員は理事会の議により正会員及び名誉会員のなかから選出し，会長が委嘱する。
6. 学会賞選考委員の任期は2カ年とする。
7. 学会賞の選考方法については学会賞選考委員会にて別途定める。
8. 学会賞選考委員会は選考結果を理事会に報告し，理事会の議を経て受賞者を決定する。

(付則)

この規程は平成8年度より施行する。

平成12年10月12日 改訂

平成18年3月2日 改訂

平成26年9月3日 改訂